

調布駅前広場の 整備状況・今後の予定

調布市 都市整備部まちづくり推進課

令和7年 7月

調布駅前広場の整備について



■ はじめに

調布駅前広場は、今年度末の完成に向けて、 現在、整備を進めています。

今年度は,調布駅前広場全体の整備工事及び 広場口建替工事を行っています。

当パネルは、調布駅前広場の今後の予定等を 情報提供するために展示しています。

工事期間中はご迷惑をおかけしますが, 皆様 のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 現在実施している工事

① 調布駅前広場整備工事

◆工事内容:南側ロータリー,東側の側道の整備

歩行空間の整備(舗装, 樹木, ベンチ等の設置)

◆工 期:令和5年7月~令和8年3月

◆施工業者:林・調和建設共同企業体

◆作 業 日:月曜~土曜日

◆作業時間:21:00~6:00(夜間施工)(一部昼間施工)

② 調布駅広場口建替工事

◆工事内容:調布駅広場口の上家部分の建替え

◆工 期:令和6年8月~令和7年10月

◆施工業者:京王建設株式会社

◆作 業 日:月曜~金曜日

◆作業時間:23:00~6:00(夜間施工)(一部昼間施工)

■ 工事に関するお問合せ先

調布市 都市整備部 まちづくり推進課 整備係

電話:042-481-7417(直通)

■ 自転車通行に関するお問合せ先

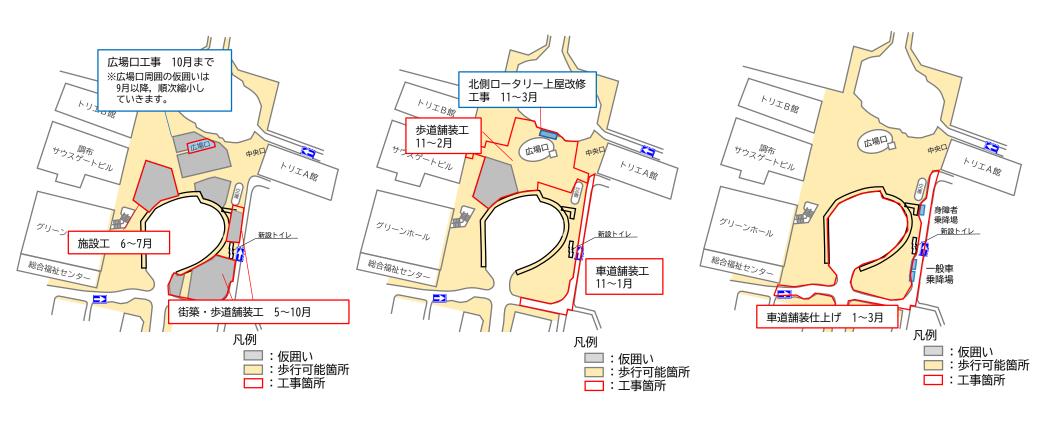
調布市 都市整備部 交通対策課 交通対策係

電話:042-481-7454(直通)

令和7年7~10月 広場口建替工事完了まで

令和7年11~1月 広場口建替工事完了後

令和8年2~3月 整備完了(一部除く)



- ・10月末まで調布駅広場口の建替工事を行います。
- ・広場南東側の歩道築造工事と広場内 の施設(ベンチ等)の設置を行いま す。
- ・調布駅広場口の建替工事完了後, 北側ロータリー上屋の一部改修 工事を行います。
- ・広場口周辺の歩道舗装と南東側 側道部の車道舗装を行います。

・車道部の什上げ工事を行います。

※工事は原則夜間施行(21:00~6:00)で行います。

調布駅広場口建替工事について

■ 工事期間中の規制(予定)

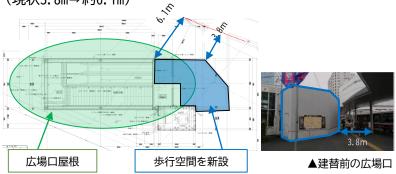
- ・令和7年9月中旬頃,広場口<mark>階段部分の仮囲いを撤去</mark>します。(工事規制前の階段幅 約3m に戻ります。)
- ・広場口のエレベーターは、9月中に使用開始(予定)となります。
- ・広場口のエスカレーターは、改修を行うため、使用開始は令和7年度末頃(令和8年3月)の予定です。 (中央口・東口のエスカレーター・エレベーターは使用可能です。)
- ・広場口の工事完了後、北側ロータリー上屋の一部工事を行います。
- ・北側ロータリー上屋の一部工事完了後、バス停を元の位置に戻します。





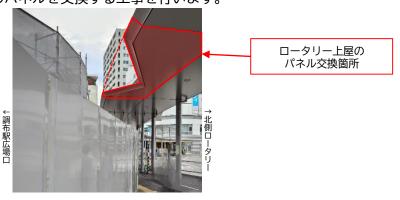
■ 歩行空間の確保について

- ・人工地盤(下図の青色部)を設置
- ・北側ロータリーとの間の歩行者空間が広がります。 (現状3.8m⇒約6.1m)



■北側上屋の一部工事について

・広場口の工事完了に伴い,北側ロータリー上屋の切欠きになっている 部分のパネルを交換する工事を行います。



調布駅広場口完成イメージ



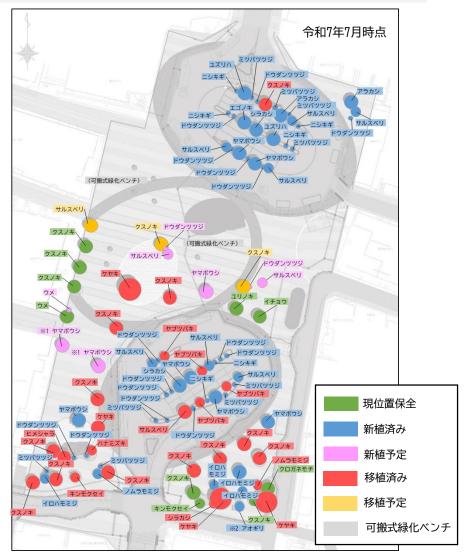






樹木について

- ・調布駅前広場の植栽については,令和3年3月に『調布駅前広場 整備計画図』で決定しています。
- ・工事の進捗に合わせて、樹木を配置しています。



各種施設について

・今年度末の調布駅前広場完成に向け、各種施設の工事を進めています。

ベンチ

広場利用者が通年快適に利用できるよう、樹木の周りに木製ベンチを設置しています。



設置状況

デジタルサイネージ

広場口背面にデジタルサイネージを設置し、地域情報等を発信します。



設置イメージ

スマートバス停

デジタルサイネージによるバス停 と総合交通案内板を設置し, わかり やすい情報発信を行います。



設置イメージ

ミスト

うるおい空間の創出と効果的な 暑さ対策を講じられるよう, 広場 の適所にミストを設置します。

今年度は新たに南東側の樹木ベンチに設置します。



設置イメージ

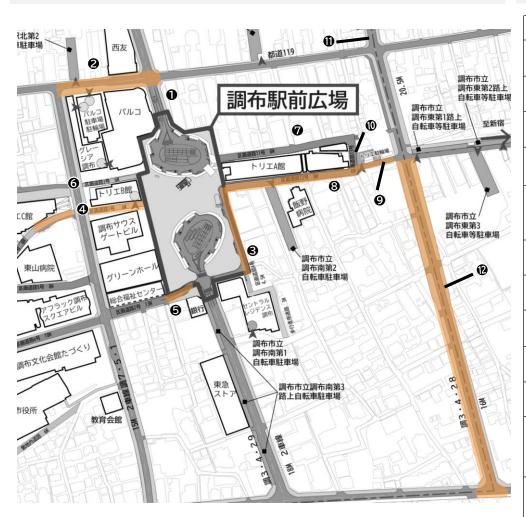
※1 グリーンホール階段撤去後に新植予定

^{※2} 令和6年度に伐採したアオギリの種から育てた苗木を南東側に新植

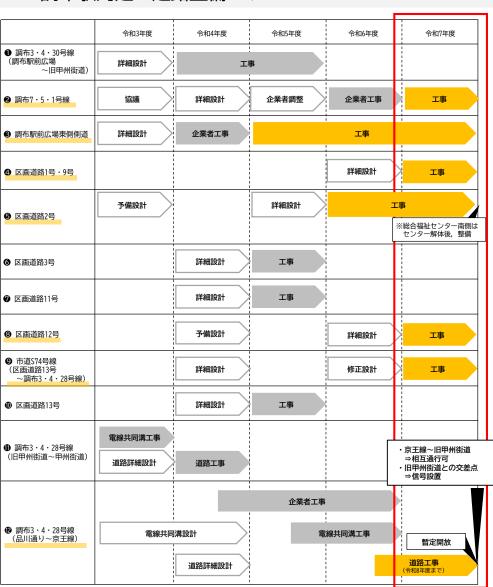


調布駅周辺の道路ネットワークと歩行者回遊軸の形成に向けて、駅前広場の整備と併せて周辺道路の整備を進めています。

■ 調布駅周辺の道路箇所図



■ 調布駅周辺の道路整備スケジュール



調布駅前広場の自転車通行について

自転車は「押し歩き」していただくよう周知する取組を行っています。

※調布駅前広場の歩行空間は,道路交通法上の「歩道」に位置付けられており,「軽車両」である自転車は<mark>通行できず,押し歩きになります。</mark>例外として,運転者が13歳未満や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人の場合,車道又は交通の状況から見て止むを得ない場合などは,徐行が認められていますが,その際も「歩行者が優先」です。

取組内容

引き続き行います

- 自転車の迂回案内看板・「自転車押し歩き」サインスタンドを配置
- 声掛けや音声案内装置による呼びかけの実施
- 警察とも連携し、歩行者の安全を損なう自転車の乗り入れを制限



声掛けの様子



自転車安全利用キャンペーンなどの 普及啓発活動(調布警察署・市 他)



押し歩き声掛け配置図

配置箇所: 🔷

自転車のルールについて

・令和8年4月1日の改正道路交通法(令和6年5月24公布)施行により、自転車等に交通反則通告制度が 適用され、反則行為に対し、反則金の納付通告を受ける場合があります。